

2017（平成 29）年度事業報告書

（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで）

1. 会員の異動状況

2017 年度中の会員の異動は、次の表のとおりなかった。

会員の種類	2016 年度末	2017 年度中の異動		2017 年度末
		増	減	
正会員	98 社	0 社	0 社	98 社
賛助会員	31 社	0 社	0 社	31 社
情報会員	0 社	0 社	0 社	0 社
名誉会員	10 名	0 名	0 名	10 名

2. 通常及び臨時総会

2. 1 第 68 回通常総会

2017 年 5 月 30 日（火）の午後 3 時から、東京都渋谷区渋谷にあるアイビーホールにおいて、第 68 回通常総会を開催した。第 1 号議案（2016 年度事業報告）、第 2 号議案（2016 年度収支決算）、第 3 号議案（常勤の役員への報酬に関する件）、第 4 号議案（2017 年度事業計画）及び第 5 号議案（2017 年度収支予算）を審議し、各議案は承認された。

2. 2 臨時総会

臨時総会は、実施しなかった。

3. 本部の委員会等、及び支部の活動

3. 1 常設委員会等

常設委員会及びその関連専門委員会は、定期的で開催した。更に、それぞれが必要に応じて、特別委員会及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催した。

2017 年度の大きな課題としては、「エレベーターの日」の安全利用の周知活動及び労働災害の撲滅（重篤災害⁰）並びに『昇降機技術基準の解説 2016 年版』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2017 年版』の周知徹底があり、これらに鋭意取り組み、労働災害件数を除き初期の目標を達成することができた。

3. 2 支部及び支所の活動

（1）支部及び支所の活動の概要

支部は、北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国・四国、九州の 8 地域にあり、関東支部の下に神奈川県支所及び新潟県支所、中国・四国支部の下に四国支所がある。ただし、四国支所の活動は中国・四国支部の活動に含み、四国支所は対外名称だけを残している。

支部及び支所において活動する事業は、定款に規定された事業の中の、次の 3 項目である。

- 1) 管轄地域における行政、安全協議会等との連携
- 2) 管轄地域における、「エレベーターの日」等の定期的、かつ、日常的な安全の周知活動
- 3) 管轄地域における消防本部等との閉じ込め救出訓練等の実施

その他、本部から指示した事項

この支部及び支所における活動のために、支部の活動の展開を取りまとめる支部幹事会、支部における技術的事項を検討する支部技術委員会、及び支部における保守等の事項を検討する支部メンテナンス委員会、並びに支部の会員に支部活動内容を説明する支部連絡会を必要に応じて開催して活動した。

（2）支部管轄地域における行政及び閉じ込め救出活動等による消防本部等との連携の強化

- 1) 各支部、各支所において当該地域の特定行政庁からの指示等に対して、都度適正に対応した。
- 2) 「エレベーターの日」の活動の詳細は、4.1.2 利用者、所有者、管理者等への周知活動を参照ください。
- 3) 全国の消防本部等からの要請を受け、実機による救助隊への閉じ込め救出訓練を実施した。詳細は、4.1.3 閉じ込め救出訓練を参照ください。

4. 協会の活動

4. 1 昇降機の安全、安心の推進

4. 1. 1 法令への対応と会員向け周知活動

(1) 2016年度下期及び2017年度上期の法令改正内容への対応
法令の制定及び改正内容等に従って、次の項目を実施した。

1) 法令改正内容の周知徹底

①「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守点検業務標準契約書」の周知
これら指針等の会員への周知を目的に2017年6月20日に「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」説明会を開催した。

また、更に周知を図るために当協会頒布品の冊子『昇降機の保守と管理』の改訂を検討した。

②「エレベーターの安全装置」、「機械室なしエレベーター」及び「段差解消機」の法令が改正され、『昇降機技術基準の解説2016年版(追補版)』を作成し、周知した。

③平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」の改正内容に対応し、同告示を周知するために、頒布品リーフレット「2017(平成29)年4月1日から昇降機の定期検査における基準が変わります」を作成し、周知した。

2) 国土交通省との情報交換の実施等への対応

2018年3月13日に国土交通省住宅局建築指導課課長と当協会役員との意見交換会を実施した。戸開走行保護装置の告示化、JISの制定(3種の安全装置及び安全要求事項のJIS A 43XX-1/-2の制定)、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の定期検査、災害時における昇降機の避難時利用等に関して意見交換し、活動に反映した。

3) 平成29年度の建築基準整備促進事業の対応

平成29年度建築基準整備促進事業には、昇降機に関する該当項目がなかった。

4) 『昇降機技術基準の解説2016年版』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』、『昇降機の適切な維持管理に関する指針』及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の解説の周知徹底

『昇降機技術基準の解説2016年版』、『昇降機技術基準の解説2016年版(追補版)』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2017年版』の各図書により周知を図った。

また、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2017年版』の主な改訂点である外部連絡装置の取扱いについての課題及び不明点を国土交通省及び行政関係者等と打合せた。外部連絡装置の取扱いの詳細を明確にしたうえで、周知を図るためのリーフレット作成を検討した。

(2) 2015年度に制定した安全装置3種類(エレベーター用調速機、エレベーター用非常止め装置及びエレベーター用緩衝器)のJISの活用推進

2017年8月に国土交通省が「エレベーターの制動装置の構造方法を定める件の一部を改正する件」として意見募集開始、9月に募集終了した。3種類の安全装置のJISの活用に関する制度面での運用方法について、行政側で検討を進めている。

(3) 法令等の技術的事項に関する国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び消費者庁等への協力

平成30年版建築保全業務共通仕様書等の作成に協力した。

国土交通省大臣官房官庁営繕部に設けられた「建築保全業務共通仕様書等」改訂に係る検討会並びに一般財団法人建築保全センターに設けられた「建築保全業務共通仕様書等」改訂に係る作業部会及び昇降機WGに参画し、建築基準法等の改正内容及び関係団体等からの意見を踏まえて「建築保全業務共通仕様書」等の改訂内容を検討し、平成30年版発行に向けて協力した。

(4) 国土交通省の事故報告書公表後の協力要請等への対応

社会資本整備審議会から事故報告書が発行された場合等に、同一、同種の事故の発生を予防し、安全性向上のための必要な対策を展開するために、国土交通省から調査等の協力を求められる場合がある。この協力要請に対して、安全性向上の観点から協力した。

2017年度に実施した調査は、次の3件である。

1) 神戸製鋼所製の部材(アルミ、銅)を使用したエレベーターの有無調査

[調査完了:2017年10月、対象:正会員]

株式会社神戸製鋼所がアルミ押出品等の製品について、検査証明書のデータを書換えて製品を出荷した事案が判明したことから、国土交通省からの依頼により昇降機の強度部材に株式会社神戸製鋼所製のアルミ又は銅の使用有無を調査した。

2) ブレーキレバーが干渉する構造の巻上機の有無調査

[調査完了:2017年12月、対象:正会員]

エレベーターの戸開走行事故が発生し、国土交通省でその原因を調査したところ、当該のエレ

ベーターの巻上機にはブレーキレバーの間に跳止めボルトがある構造で、ブレーキレバーと跳止めボルトとの干渉が戸開走行の原因と判明した。

国土交通省からの依頼により同様の不具合が発生する可能性のある巻上機の概算出荷台数を調査した。

3) 戸開走行保護装置の国土交通大臣認定不適合仕様に係る一斉緊急点検

[調査完了：2018年2月、対象：正会員]

2017年8月から複数の会員会社でエレベーターの戸開走行保護装置において、大臣認定仕様に適合しないものが出荷される事態が発生した。このことを受けて国土交通省から大臣認定仕様に適合しないものが出荷されないよう次の点について緊急点検をするよう指示を受け、各社で点検した。

①大臣認定を取得した戸開走行保護装置全てについて、実際に出荷及び設置した製品の仕様が該当する大臣認定仕様と整合していること

②大臣認定仕様と異なるものが設計及び製造されないような、設計部門、製造部門等の関係部門の情報共有体制が構築されていること

(5) 調査及び報告

次の調査等を実施した。

1) 昇降機事故報告制度による報告

国内向けのエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機において重大事故及び安全に関わる不具合が発生した場合には、JEAS-A2001「昇降機事故等報告制度に関する標準」に基づき、当協会への報告を徹底した。

2017年度、この制度に該当して報告を受けた件数は、7件であった。

2) 労働災害の報告

2016年度に発生した昇降機の労働災害を統計分析し、『協会月報』No. 544 (2017年6月号)に掲載した。また、労働災害事例集として、過去1年間に『協会月報』に掲載した事例をまとめて『協会月報』No. 547 (2017年9月号)に掲載した。

3) 震度階5強以上の地震等（社会的影響が大きい広域災害を含む）の被害調査等

会員会社5社から、JEAB-保001D「エレベーター地震被害状況 調査・報告について」に基づき震度階5強以上の地震発生時に震度階4以上を観測した都道府県で閉じ込め、人身事故等発生の有無についての調査結果（速報）の報告を受け、国土交通省に報告した。

2017年度は、次の4件の地震が調査対象となった。

2017年度発生した震度階5強以上の地震

No	発生日	調査対象の地震名称	震度階
1	6月20日	豊後水道を震源とする地震	5強
2	6月25日	長野県南部を震源とする地震	5強
3	7月11日	鹿児島湾を震源とする地震	5強
4	9月8日	秋田県内陸南部を震源とする地震	5強

閉じ込めは、2及び3の地震で各1件発生したが、人身事故はいずれの地震でもなかった。

なお、JEAB-保001D「エレベーター地震被害状況 調査・報告について」は、正会員会社全社が調査報告の対象となっているので、震度階5強以上の地震等発生時には調査結果について、適時報告願いたい。

4. 1. 2 利用者、所有者、管理者等への周知活動

(1) 11月10日「エレベーターの日」等

1) 支部管轄区域内の未展開地域への展開、及び広範囲にわたるポスター等の掲出

新規の地区として、関東支部新潟県支所が東日本旅客鉄道株式会社新潟支社のご協力を得て、新潟駅構内の万台口、東口及び西口改札付近で昇降機の安全な利用を呼びかけ、全国統一ポスターのデザインのポケットティッシュを配布した。

2) 全国統一ポスター等のデザイン

2017年度の「エレベーターの日」用のポスターは2016年度のデザインを基本とし、できるだけ簡潔なデザインとした。また、呼びかけ文を大きな文字として、読みやすくした。車両の乗降口横等に掲出するステッカーは、ポスターと同じデザインで1種類を制作した。

3) キャンペーン配布品

本部、支部及び支所共通の配布品として、「エレベーター、エスカレーターの正しい乗り方を記載したリーフレット」、「全国統一ポスターのデザインのポケットティッシュ」及び「蛍光ペン（11月10日はエレベーターの日、協賛団体名及び当協会名又は支部名の名入り）」の3点を袋

詰めにしたもの（以下「キャンペーン品」という。）を制作した。

〔キャンペーン品〕

ポスターデザインの
ポケットティッシュ



蛍光ペン



リーフレット（表、裏）

4) 街頭キャンペーン等による呼び掛け

「エレベーターの日」の当日等に次表に示す場所で、「キャンペーン品」等を配布し、エレベーター及びエスカレーターの安全利用を呼び掛けた。

本部及び支部、会員会社からの延べ参加人数は、2016年度よりも30%多い261名のご協力のもとに、全国各地でキャンペーン品等を10%多い59,380個配布した。

地域	実施日	実施場所	実施内容	担当支部等	参加人数合計
札幌市	11月10日 17:00から 18:00まで	札幌市交通局 地下鉄の大通駅構内 (南北線、東豊線改札付近)	キャンペーン品 10,000 セットの配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	札幌市交通局 北海道建築指導センター 北海道支部	26名
仙台市	10月中旬から 11月中旬まで	東北百貨店協会加盟店 8社(さくら野百貨店、川徳、 そごう・西武、仙台三越、藤 崎、中合、うすい百貨店、大 沼)	東北百貨店協会加盟店 8社 16 店舗において、 ポケットティッシュ 12,500 個 の配布 エスカレーターの安全利用の 呼びかけ	東北百貨店協会 加盟店 8社 16店舗	—
	11月2日 7:30から 8:30まで	仙台市交通局 地下鉄の仙台駅構内 (北、南、東改札付近)	キャンペーン品 3,000 セット 配布 昇降機の安全利用を呼びかけ	仙台市交通局 東北支部	23名
	11月10日 10:00から 11:00まで	東日本旅客鉄道 仙台駅構内 (中央、新幹線南口、東口改 札付近)	キャンペーン品 5,000 セット 配布 昇降機の安全利用を呼びかけ	東日本旅客鉄道 東北支部	19名
新潟市	11月10日 7:30から 8:30まで	東日本旅客鉄道 新潟駅構内 (万台口、東口、西口改札付近)	ポケットティッシュ 1,000 個 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	東日本旅客鉄道 新潟県支所	14名
渋谷区	11月10日 9:55から 10:55まで	東京急行電鉄 渋谷駅構内 (ヒカリエ1、ヒカリエ2改札 付近)	キャンペーン品 2,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	東京急行電鉄 広報委員会 本部	13名
横浜市	11月9日 9:55から 10:15まで	東京急行電鉄 横浜駅構内 (正面、南改札付近)	キャンペーン品 1,500 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	東京急行電鉄 神奈川県支所 本部	11名
	11月10日 15:00から 16:00まで	関内駅 駅構内改札付近、駅周 辺歩道	キャンペーン品 2,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	神奈川県建築安全協会 神奈川県支所	17名
名古屋市	11月10日 8:00から 9:00まで	名古屋市交通局 桜通線久屋大通駅 ホーム上	みんなで手すりにつかまろう ポケットティッシュ 750 個配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	名古屋市交通局 東海支部	10名
金沢市	11月10日 14:30から 16:00まで	金沢駅 駅前東口 もてなしドーム内	キャンペーン品 2,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	北陸支部	20名
大阪市	11月10日 9:30から 11:00まで	阪急電鉄 梅田駅 2階中央改 札前及び3階改札前コンコー ス	キャンペーン品 5,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	関西支部 アビ	12名
広島市	11月10日 13:30から 14:30まで	広島市 八丁堀交差点付近	ポケットティッシュ 3,300 個 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	中国・四国支部	17名
岡山市	11月10日 11:00から 12:00まで	岡山駅 東口駅前広場	ポケットティッシュ 1,400 個 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	中国・四国支部	12名
高松市	11月10日 11:00から 12:00まで	高松市 サンポート敷地内	ポケットティッシュ 1,400 個 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	中国・四国支部	12名

松山市	11月10日 11:00から 12:00まで	松山市 三越大街道側入口付近	ポケットティッシュ 1,400 個 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	中国・四国支部	12名
福岡市	11月17日 17:30から 18:00まで	福岡市交通局 地下鉄博多駅、天神駅改札付 近	キャンペーン品 5,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	福岡市交通局 九州支部	24名
	11月21日 10:00から 10:30分	西日本鉄道 天神駅改札付近	キャンペーン品 2,000 セット 配布 昇降機の安全利用の呼びかけ	西日本鉄道 九州支部	16名
小牧市	11月10日	小牧市内の小学校 (16校)	「エレベーター、エスカレー ターはルールを守って正しく 乗りましょう」と印字したド ッジボール(130 個)を小牧市 の市立小学校に寄贈 昇降機の安全利用の周知	東海支部	3名

- 5) 「エレベーターの日」ポスター又はステッカー等で鉄道及びバス等への広告、電飾広告を掲出
エレベーター、エスカレーター
の安全利用についてのポスター(約 4,000 枚)及びステッカー(約
1,900 枚)を、鉄道車両等、文字広告、電照看板で広告した。
また、2015 年度から継続してステッカーを制作し、ポスターの掲出期間 1 週間程度より長期の
1 か月間、掲出した。

地域	期間	掲示場所		広告
北海道	11月1日-11月30日	北海道旅客鉄道	特急スーパーカムイ電車内	ポスター
	11月8日-11月10日	札幌市交通局	市営地下鉄電車内 市電の電車内	
		函館市企業局交通部	市電の電車内	
	11月4日-11月10日	旭川電気軌道	旭川市内路線バス車内	
		くしろバス	釧路市内路線バス車内	
		十勝バス	帯広市内の路線バス車内	
東北	11月7日-11月10日	仙台市交通局	地下鉄南北線、東西線の電車内 バス車内	ステッカー
	11月1日-11月30日	仙台空港鉄道	空港アクセス線の電車内	
			東日本旅客鉄道	東北本線、仙山線、常磐線、東北線(一 ノ関-盛岡)の電車内
関東	11月3日-12月2日	東京都交通局	都営全線の電車内	ポスター
	11月1日-11月10日	越後交通	バス車内	
関西	10月30日-11月12日	大阪高速鉄道	電車内	ステッカー
	11月1日-1月31日			
中国	10月11日-11月10日	広島高速交通	アストラムラインの電車内	ポスター
	11月8日-11月14日	西日本旅客鉄道	山陰本線(鳥取-益田)の電車内	
九州	10月1日-12月31日	福岡市交通局	博多駅、呉服町駅	電照看板

- 6) 各事業者等へのポスター掲出及びキャンペーン等の協力を依頼
国土交通省、特定行政庁、鉄道事業者(24 社局)及び協会(3)、札幌市(203 校)及び小牧市
(16 校)の市立小学校、福岡市立幼稚園(7 園)、札幌市民防災センターのご協力を頂き、ポス
ターの掲出、キャンペーン等を次のとおり実施しました。2017 年度からは、公益社団法人東京都
理療療法士協会、一般財団法人埼玉県建築安全協会のご協力を得ました。
なお、実施時期、掲出期間は、各事業者によって異なりました。

キャンペーンの実施及びポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容
東北	キャンペーン品の当協会との 共同配布	仙台駅
	全国統一ポスター	仙台支社及び秋田支社内の駅構内等 東京駅、品川駅、新宿駅、池袋駅、上野駅、 松戸駅の 6 駅の駅構内等
関東	キャンペーン品の当協会との 共同配布	横浜駅、渋谷駅
	全国統一ポスター	各駅構内等

全国統一ポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容
北海道	札幌市民防災センター	掲示板等
	札幌市の市立小学校	203 校(分校含む)の校内
関東	小田急電鉄	駅構内等
	埼玉高速鉄道	
	相模鉄道	

	新京成電鉄	
	京成電鉄	
	西武鉄道	
	東京地下鉄	
	東京都交通局	
	東武鉄道	
	東葉高速鉄道	
	北総鉄道	
	埼玉県建築安全協会	事務所内、会員向に配布
	東京都理学療法士協会	院内内、会員向に配布
	日本地下鉄協会	事務所内等、会員に通知
東海	小牧市の市立小学校	16校の校内
関西	京都市交通局	駅構内等
	神戸市交通局	
	大阪高速鉄道	
中国 四国	高松琴平電気鉄道	7園の園内
	広島高速交通	
九州	福岡市立幼稚園	駅構内等
	九州旅客鉄道	
	福岡市交通局	

事業者名等の名前入りポスターの掲出

地域	事業者名等	実施内容
北海道	札幌市交通局	駅構内等
	札幌市消防局	掲示版等
東北	東北百貨店協会 会員の百貨店	掲示版等、エスカレーター安全利用ポスター
	仙台市交通局	
関東	横浜市交通局	駅構内等
東海	名古屋市交通局	
九州	西日本鉄道	
	福岡市交通局	

7) 新聞広告の掲載 11月10日に掲載した。

支部	掲載新聞社
東北支部	河北新報 (東北ブロック昇降機検査協議会と共同広告)
関東支部	毎日新聞、読売新聞、産経新聞の東京23区版
関東支部神奈川支所	毎日新聞の神奈川県版
九州支部	南日本新聞

8) エレベーター及びエスカレーターの安全利用に関するアンケートの実施
当協会ホームページで、エレベーター及びエスカレーターの利用者に対して、安全利用に関するアンケートを2017年11月1日から2018年1月15日まで実施した。アンケートの有効応募総数は、8,413件であった。アンケートの応募者の中から厳正な抽選で50名に図書カード(1,000円分)を送付した。また、アンケートの結果は、2018年3月に当協会ホームページに掲載した。



9) キャンペーン取材等

北陸支部：建設工業新聞社、北國新聞社から「エレベーターの日」の街頭キャンペーンの取材を受け、11月11日付の紙面に掲載された。

(2) 安全周知活動への参画又は支援

支部及び会員等が実施する安全周知活動に参画又は支援した。

1. エレ・エス安全キャンペーン		
日時	2017年8月7日(月)から2017年8月8日(火)まで	
場所	Terrace Mall 湘南(JR東海道本線 辻堂駅 駅前ショッピングモール)	
主催等	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	
配布品等	ペータくん、エスカちゃんの出演	
2. 三菱夏祭り		
日時	2017年8月4日(金) 15時00分から	
場所	三菱電機 稲沢製作所	
主催等	三菱電機株式会社	
配布品等	「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン品のポケットティッシュ 1000個	
3. エレベーター、エスカレーター乗り方教室		
日時	2017年8月25日(金) 12時30分から20時30分まで	
場所	日本オーチス・エレベーター株式会社	

	主催等	日本オーチス・エレベータ株式会社
	配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演
4. エレベーター、エスカレーター乗り方教室		
	日時	2017年11月2日(金) 10時から12時まで
	場所	社会福祉法人小鳩会
	主催等	日本オーチス・エレベータ株式会社
	配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演、DVDの視聴
5. 防災広告		
	日時	2017年8月24日(木)
	場所	毎日新聞 神奈川版
	主催等	当協会関東支部神奈川県支所
	配布品等	新聞広告掲載
6. エレベーター、エスカレーターの安全キャンペーン		
	日時	2017年12月25日(月)13時30分から16時30分
	場所	神戸空港 2階出発ロビー付近
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演 「キャンペーン品」 1500セット、クリアファイル及びぬり絵 300セット
7. エレベーター、エスカレーターの安全キャンペーン		
	日時	2018年1月22日(月)14時から17時まで
	場所	近鉄奈良駅(奈良市管轄エリア)
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	「キャンペーン品」1500セット
8. 西鉄、ソフトバンクホークスとのエスカレーターキャンペーン		
	日時	2018年3月7日(水)9時50分から10時30分まで
	場所	西鉄福岡(天神)駅 ときめき広場
	主催等	西日本鉄道(株)、福岡ソフトバンクホークス(株)、当協会九州支部
	配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演 「キャンペーン品」750セット
9. エレベーター、エスカレーターの安全キャンペーン		
	日時	2018年4月6日(金)13時30分から16時30分まで；(2017年3月実施予定分)
	場所	大阪モノレール 万博記念公園駅(2階改札付近、駅構内コンコース)
	主催等	当協会関西支部
	配布品等	ベータくん、エスカちゃんの出演 「キャンペーン品」3000セット、クリアファイル及びぬり絵 200セット

(3) 行政が主催する「防災展」等への出展

1) 「横浜消防出初式2018」への出展による耐震対策、安全利用等の周知

本部と関東支部神奈川県支所とが協力して、2018年1月7日(日)に横浜赤レンガ倉庫、赤レンガパーク及び象の鼻パーク周辺で開催された「横浜消防出初式2018」に出展した。

当協会は、エレベーターの地震対策及び安全装置、地震時の利用等のパネルを展示し、ブース内に設置したスクリーンにエレベーター及びエスカレーターの安全利用の動画を連続放映した。

また、当協会ブースの来場者には、「もしもの地震に備えて知っておきたいエレベーターの安全知識」等のリーフレット、「エレベーターの日」に制作したポケットティッシュ、蛍光ペン、ベータくん、エスカちゃんを描いたぬり絵等を約2,500名の来場者に配布した。

屋外で実施される着ぐるみふれあいコーナーには、当協会のマスコットキャラクターであるベータくん、エスカちゃんとが参加し、「エレベーターの日」のポケットティッシュ等を配布しながら、多数の来場者の方々とふれあい、写真撮影等を行った。ベータくん、エスカちゃんの着ぐるみは、来場者の幅広い年齢の方々に人気があり、好評であった。

2) 東京都主催の「防災展2017」への出展による耐震対策、安全利用等の周知

当防災展は、毎年度開催日及び開催場所が変更となることから、2018年1月の日程では都合がつかなかったために、出展を断念した。

(4) 年間を通じた安全利用の周知

本項では、会社名等の株式会社、一般社団法人等を略し、一般的な略称等も使用した。

1) 公益社団法人東京都理学療法士協会の「第36回東京都理学療法学会大会」併催イベント Stop the Steps～エスカレーター、止まって乗りたい人がいる～キャンペーン

「エレベーターの日」ポスターを掲示し、「エレベーターの日」エスカレーターポスターデザインのポケットティッシュ及びエスカレーターの安全利用リーフレットを配布した。

また、ベータくん、エスカちゃんの着ぐるみ参加により、アンケート実施等の支援を行った。

2) 都市交通事業者等主催のキャンペーン活動への参画 [本部及び支部]

2013年度から東日本旅客鉄道(JR 東日本)が企画したエスカレーターのキャンペーン活動に協賛し、本部、支部が協力して参画している。この活動をより一層活発にするために、継続して活動した。

3) エスカレーター「みんなで手すりにつかまろうキャンペーン」への参画（継続）

2017年7月21日から8月31日まで、全国鉄道事業者51社局、商業施設、森ビル、羽田空港、成田空港、日本民営鉄道協会、日本地下鉄協会、千葉市、川崎市及び当協会が実施事業者として、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンを国土交通省及び消費者庁に後援いただき全国各地で実施した。

鉄道事業者各社局等、本部及び支部、会員会社から延べ300名以上のご協力のもと、JR東日本の14駅、その他全国各社局17駅で同キャンペーンポスターデザインのポケットティッシュを当協会が制作して、2017年度から鉄道各事業者等には有償とした。2016年度の12万個よりも減ったが、約8万3千個配布した。

ポケットティッシュ配布に協力いただいた事業者団体

JR各社	東日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)
JR以外各社	小田急電鉄(株)、京成電鉄(株)、新京成電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)、東京モノレール(株)、神戸新交通(株)、首都圏新都市鉄道(株)、京王電鉄(株)
地下鉄社局	札幌市交通局、仙台市交通局、東京都交通局、東京地下鉄(株)、横浜市交通局、名古屋市交通局、福岡市交通局
鉄道会社以外	川崎市、千葉市、(一社)日本地下鉄協会

(5) 消費者教育推進法に関連した安全周知活動

学校等への安全周知活動

- 1) 北海道支部は、11月10日の「エレベーターの日」に札幌市学校長会の協力を得て、札幌市内の市立小学校全203校の掲示板にエレベーターとエスカレーターの安全利用を周知する「エレベーターの日」キャンペーンポスターを掲出いただいた。
- 2) 東海支部は、小牧市立小学校16校に「ドッジボール」を合計130個と「エレベーターの日」キャンペーンポスターとを送付し、エレベーター、エスカレーターの安全利用を周知した。11月10日に1校を訪問し「ドッジボール」を贈呈した。
- 3) 九州支部は、福岡市立幼稚園7園に依頼し、エレベーター及びエスカレーターの安全利用を周知する「エレベーターの日」キャンペーンポスターを園内に掲示していただいた。

4. 1. 3 閉じ込め救出訓練

(1) 総務省消防庁との覚書に基づく、都道府県の消防本部と連携した閉じ込め救出訓練の実施

全国の消防本部等からの要請を受け、総務省消防庁との覚書（協力体制）に基づき、会員会社の施設（研修センター等）又は消防本部等の昇降機を使用して、実機による救助隊への閉じ込め救出訓練を各支部及び支所が実施した。

各支部での実施状況は、次表のとおりである。

2017年度には救出訓練を実施しないとされた県があったため、実施件数は目安回数の65%である。3年に1回実施する県を除き、2年連続して未実施とならないように、当該の県とは支部及び支所が都度確認する予定である。

消防本部等への閉じ込め救出訓練実施状況（2018年3月31日現在）

支部	最多実施 目安回数	2015年度		2016年度		2017年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
北海道	3回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
東北	6回	5回	5回	6回	6回	6回	6回
関東	17回	12回	13回	12回	14回	15回	15回
北陸	3回	1回	1回	1回	2回	2回	1回
東海	6回	3回	4回	4回	4回	3回	3回
関西	8回	5回	5回	6回	6回	5回	5回
中国・四国	9回	6回	5回	4回	3回	5回	4回
九州	8回	4回	3回	9回	7回	3回	3回
合計	60回	38回	38回	44回	44回	41回	39回

(2) 警察関係からの要請に基づく閉じ込め救出訓練の実施

2017年度は、新たな警察本部からの閉じ込め救出訓練要請はなかったが、2013年度に覚書を締結した警視庁に対して2回の閉じ込め救出訓練を実施した。これは、上表の関東支部の実績に含んでいる。

4. 1. 4 耐震対策の推進

「熊本地震」の昇降機被害分析のために立ち上げた「2016 地震対策検討 WG」で、調査した被害状況と「東北地方太平洋沖地震」との被害状況との比較、分析を行い、結果を JEA-TR114-2018「熊本地震の昇降機被害分析結果報告」にまとめた。

(1) エレベーターの釣合おもりブロックの落下防止対策等の耐震対策の推進

「熊本地震」の被害状況調査、分析の結果、「熊本地震」の最大震度 7 の地域でも 98 耐震以降のエレベーターでは、釣合おもりブロックの落下は発生しておらず、耐震対策の推進効果が現れていると考えられることを確認した。

(2) エスカレーター本体の脱落防止対策の普及促進

「熊本地震」の被害状況調査、分析の結果、「熊本地震」の最大震度 7 の地域でも、14 耐震以降のエスカレーターではトラス本体の落下だけでなく、位置ずれも発生しておらず、14 耐震対策の促進効果が現れていると考えられることを確認した。

(3) 長周期地震対策及び災害時のエレベーター利用についての検討

国土交通省気象庁が主催する「長周期地震動に関する情報検討会 多様なニーズに対応する予測情報 WG」が発足した。現状運用されている「緊急地震速報」と同様な長周期地震予測情報を発報し、それを有効に活用することを検討している。当協会は、本委員会活動に参画し、エレベーターにとってどのような情報が必要か、また、その情報をどのように使えば有効なエレベーターの制御が可能か等について検討した。

また、災害時のエレベーター利用は、2018 年 3 月 13 日に国土交通省住宅局建築指導課との情報交換会で意見交換し、2018 年度に検討してゆくこととなった。

4. 2 JEAS、JIS、ISO 等の制定等の推進

4. 2. 1 JEAS等及びJISの制定、改訂活動

(1) 国際規格に整合した、「ロープ式エレベータの安全要求事項」に関する JIS 原案の制定

国際規格 ISO 8100-1/-2、ISO/TS 8100-3（案）に整合した日本工業規格 JIS 原案 JIS A 43XX-1/-2 を作成するために、JIS 原案作成委員会を発足して活動してきた。

エレベーター要求事項 JIS 作成 WG で、ホームエレベーターも含めた「ロープ式エレベータの安全要求事項」に関する JIS 原案をまとめた。まとめた JIS 原案を JIS 原案作成委員会で審議し、2017 年 12 月 26 日に一般財団法人日本規格協会に提出した。

(2) JIS A 4302「昇降機の検査標準」改訂への参画

2016 年 4 月 27 日に一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（所轄団体）へ当協会の改訂要望を提出済である。2017 年度は、改訂活動がなかった。

(3) 日本エレベーター協会標準（JEAS）及び日本エレベーター協会内規（JEAB）の制定、並びに既発行の JEAS 及び JEAB の改訂

1) JEAS：次の 14 件を制定及び改訂した。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	1052 新規	17-05	機械室なし非常用エレベーターにおける駆動装置等の防水保護等級証明書に関する標準
2	005C 改訂	17-07	エレベーター用ガイドレールに関する標準
3	2007 新規	17-07	エスカレーター取扱説明書の作成に関する標準
4	D 1001 改訂	17-10	エレベーター設計書（ロープ式）
5	B 1002 改訂	17-10	エレベーター強度計算書
6	B 1003 改訂	17-10	エスカレーター設計書
7	A 1004 改訂	17-10	エスカレーター強度計算書
8	B 1018C 改訂	17-10	ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表
9	A 1020C 改訂	17-10	油圧式エレベーター（直接式・間接式）工事完了検査試験成績表
10	A 1036C 改訂	17-10	巻胴式エレベーター工事完了検査試験成績表
11	532 新規	18-02	エスカレーター及び動く歩道の駆動鎖切断時停止装置に関する標準
12	B 2001 改訂	18-02	昇降機事故等報告制度に関する標準
13	2004B 改訂	18-02	昇降機の製造業者が提供すべき維持管理に必要な情報の標準
14	2008 新規	18-02	昇降機に適用する大臣認定製品の品質管理に関する指針

2) JEAB : 次の 4 件を制定、改訂及び廃版にした。

No	JEAB 番号	登録	表題
1	業 003A 改訂	17-07	昇降機設置台数調査に関する規程
2	広 001 新規	17-10	一般社団法人日本エレベーター協会ホームページ運用管理規程
3	業 903 廃版	17-10	(社) 日本エレベーター協会ホームページ掲載伺・承認申請に関する規程
4	業 904 廃版	17-10	(社) 日本エレベーター協会ホームページ運用管理規程

- (4) エレベーター以外の機種について、それぞれの JIS の制定を想定した規定内容検討
斜行型段差解消機及びいす式階段昇降機の JIS 制定に向けて、国際規格、欧州規格等を基に各箇条を審議した。ホームエレベーターは、「ロープ式エレベーターの安全要求事項」に関する JIS 原案に追加した。
- (5) ISO 18738-1 (エレベーターの乗り心地測定) 及び ISO 18738-2 (エスカレーターの乗り心地測定) の JIS 化への参画
経済産業省からの要請がなかったため、活動しなかった。
- (6) 「既設のエレベーターの安全性改善基準 (SNEL)」の活動が開始されれば、参画を検討
現在、CEN/TC10 で EN81-80:2003 (既設エレベーターの安全改善に関する規則) の改訂作業を 2018 年 12 月 31 日発行目標に行なっており、ISO/TC178 での既設エレベーターの安全性改善に関する ISO 規格開発は、2017 年度実施されなかった。
なお、EN81-80 を基本とした ISO 規格開発が開始された場合に参画できるよう、理事会で承認いただいた「ISO/TC178 WG11 特別委員会」にて 2018 年 5 月から活動を始める。

4. 2. 2 ISO/TC178 活動

- (1) 総会、WG (作業グループ) 活動への参画
ISO/TC178 委員会へは、日本の代表 (JISC) として P メンバー (投票義務があり、規格開発会議に積極的に参加する。) の地位で参加している。同委員会の傘下の WG として、WG4、WG5、WG6、WG8 及び WG10 の各国際会議に委員を派遣し、ISO/TC178 国内審議委員会の審議結果に基づき、各 WG での規格開発活動及び改訂時に日本の意見の提示、投票等をした。
委員派遣している WG 名称は、次のとおり。
- 1) WG4 : 安全基準とリスク評価 (エレベーターの安全基準)
 - 2) WG4/TFC : 安全装置の規格整合
 - 3) WG4/RATF : リスク評価
 - 4) WG4-CEN/TC10/AH17 : CEN (欧州標準化委員会) との協業
 - 5) WG5 : エスカレーターと動く歩道の安全基準
 - 6) WG6 : エレベーター機器 (かご寸法、防火戸、非常用エレベーター、エレベーターの避難時利用等)
 - 7) WG6/SG6 : エレベーター、エスカレーターの耐震規定
 - 8) WG8 : 電気要求事項 (EMC (電磁両立性)、安全装置の電子化、等)
 - 9) WG10 : 省エネルギー

2017 年度 ISO/TC178 関連の国際会議への参加実績

分類		2017 年度上期	2017 年度下期
ISO/TC178 WG 参加	WG4	—	10月：ニューデリー
	WG5	—	10月：ニューデリー
	WG6	—	10月：ニューデリー
	WG8	4月：マイアミ、8月：東京	11月：バンクーバー
	WG10	—	—
	WG4/TFC	8月：東京	1月：ミラノ
	WG4/RATF	8月：東京	1月：ミラノ
	WG6/SG6	電話会議 (毎月)	電話会議 (1月から隔週)
WG4-CEN/TC10/AH17		8月：東京	1月：ミラノ
技術交流	NEII、PALEA	—	—

- (2) ISO/TC178 国内審議委員会における審議
2017 年度、ISO/TC178 国内審議委員会は、開催しなかった。
なお、2018 年 6 月開催に向けて、委員の委嘱を依頼中である。
- (3) ISO/TC178 に関連した課題の検討

ISO/TC178 の各 WG からの国際規格改訂情報、及び CEN/TC10 からの EN 規格改訂情報に対し、日本からの意見を提示した。

(4) 2017 年度に発行予定の仕様規定 ISO 8100-1/-2 並びに日本及び北米の例外規定である技術仕様書 ISO/TS 8100-3 の記載内容を検討し、開発中の JIS に反映

ISO/TS 8100-3 の記載内容を反映した JIS 原案 JIS A 43XX-1/-2 を作成し、一般財団法人日本規格協会に提出した。

なお、JIS 原案最終版は JIS 原案作成委員会審議により追加変更されているので、今後 ISO/TS 8100-3 の改訂時に、JIS 原案の追加変更内容を反映させる。

4. 2. 3 海外の昇降機団体との技術交流

(1) NEII、PALEA 等、海外エレベーター協会、行政、団体等との情報交換

1) 韓国昇降機大学校 (Korea Lift College)

①訪問日時：2017 年 7 月 12 日 14 時から 16 時まで

②目的：当協会の活動内容等の紹介及び意見交換

③訪問者：韓国昇降機大学校及び同行者合計 5 名

④対応者：下秋専務理事、坂田部長

⑤実施内容：当協会の活動、既設のエスカレーターの実物大トラス実験及び機械室なしロープ式エレベーターの非常用エレベーターへの適用に関する実物大実験の資料に従って、当協会の活動内容等を紹介した。

2) 中華人民共和国 中国国家質量監督検閲検疫総局 特殊設備安全監察局

①訪問日時：2017 年 11 月 7 日 (水) 15 時 00 分から 17 時 00 分まで

②目的：日本エレベーター協会と中国国家質量監督検閲検疫総局 特殊設備安全監察局相互の状況紹介及び状況紹介に関する質疑応答並びに意見交換

③訪問者：特殊設備安全監察局 賈局長他 計 5 名、フジテック株式会社の中国関連会社 1 名

④対応者：内山会長、下秋専務理事、今井専務理事付、伊東業務委員長、フジテック株式会社 2 名

⑤実施内容：当協会の機構及び活動の紹介資料を配布、説明し、日本の建築基準法、関連法令、JEAS 及び JIS の関係性並びに据付、保守、改修の状況に関する質疑応答及び意見交換等をした。

4. 3 労働災害の撲滅

4. 3. 1 重篤災害撲滅

保守作業での労働災害件数の低減、重篤災害の撲滅を目指し、メンテナンス委員会が取りまとめ、当協会ホームページのメンテナンス委員会サイトに掲載している「労働災害防止に向けた基本行動と安全用具を使用する理由」を 2016 年度に発生した労働災害を踏まえて、2017 年 5 月に改訂した。

また、会員から労働災害発生第 1 報を受けた時に、発生した事実の連絡及び注意喚起を目的とした緊急連絡(当協会会長信)の発信は、継続した。

更に、詳細報告の受領時には、安全衛生委員会が当該の会社を交えて再発防止対策を検討し、会員への周知事項がまとめ次第、『協会月報』に掲載した。

なお、『協会月報』掲載時には目立つように色紙としている。

2017 年度の労働災害(4 日以上休業災害)の状況は、次の表のとおりである。

2017 年度月別労働災害発生件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	2017 年度
件数	1	3	0	2	1	2	2	2	2	3	1	4	23
重篤 ^注	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：重篤欄の数値は、件数欄の数値の内数である。

2010 年度以降の労働災害(4 日以上休業災害)発生件数推移は、次の表のとおりである。2011 年度に重篤災害の増加を受け、前述の各種対策をしてきた結果、2013 年度まで減少傾向となっていた。残念ながら、2014 年度を境に発生件数が増加しており、2017 年度は 2010 年度以降最大の発生件数となった。また、重篤災害 0 件は、未だ達成できていない。

このような状況から、2016 年 12 月に発行した『労働災害事例集』の更なる活用をお願いする。『労働災害事例集』に掲載した労働災害は、『協会月報』2011 年 10 月号から 2016 年 9 月号に掲載した「労働災害報告」90 件を作業区分、災害の型及び発生日別に並び替えたものである。

これは、各社傘下の協力会社へも配布可としており、作業前の安全ミーティング、安全パトロール時の指導等に活用すること、基本作業及び作業安全を徹底することによって、労働災害件数を減らし、重篤災害が目標の 0 件となるように、活動をお願いする。

2010年度以降の労働災害発生件数推移

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
件数	18	20	17	11	14	17	18	23
重篤 ^注	5	9	1	1	1	1	1	1

注：重篤欄の数値は、件数欄の数値の内数である。

4. 3. 2 労働災害発生件数低減

(1) 『昇降機関係の労働災害事例集』（冊子版）の活用状況把握並びに会員及び会員の協力会社一体となった安全施策の展開支援

『昇降機関係の労働災害事例集』（冊子版）の活用状況を把握するために、2017年10月に正会員に対しアンケートを実施した。アンケート結果については2018年3月に正会員に連絡したが、改善点等の意見もいただいております、次版で対応できるものは対応する。

(2) 「労働安全講演会」への参加層及び参加者の拡大

「労働安全講演会」は、現場第一線の作業員にも分かりやすい演題を選定し、広く参加を呼び掛けた結果、2016年度は54名であったのに対し72名が聴講した。

(3) 会員会社で効果があった労働災害再発防止施策等の取りまとめ及び情報提供方法の検討

工事委員会で過去散見される災害事例に対して、各社共通で参考となる災害防止策の資料化を進めている。資料がまとまった時点で当協会ホームページ委員会サイトにて公開の予定である。

(4) 頒布品冊子『昇降機現場作業安全心得』の改訂及び普及による労働災害防止

『昇降機現場作業安全心得』は、労働安全衛生規則（足場等関係）の改正等を踏まえた挿絵を見直した。2018年度上期に、改訂版を発行できるよう改訂を進める。

4. 4 情報サービス機能の強化

4. 4. 1 ホームページ

(1) 閲覧者の利便性の向上等を図るため、掲載内容を検討し、適時、適正な内容に更新

1) 安全利用ポスターのページに昇降機の安全利用周知を目的として、2017年度の「エレベーターの日」の全国統一ポスターを掲載し、一般にダウンロード可能とした。

2) トップページの「お知らせ」及び「業界情報」にキャンペーンの情報、結果等を掲載した。

①会長の新年のあいさつ

②エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン実施

③11月10日「エレベーターの日」「やさしい心 ありがとう」キャンペーン実施

④当協会会員外向け 中小企業経営強化税制等への当協会の対応について

⑤「エレベーターの日」昇降機安全利用キャンペーンの実施報告

⑥「エレベーターの日」昇降機安全利用キャンペーンアンケート結果

⑦機関誌『エレベーター ジャーナル』の発刊

⑧安全マークステッカー注文書（一般用）

⑨『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016年版』の正誤表

⑩『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2016年版』の講習会での質問と回答

⑪日本エレベーター協会標準（JEAS）の一覧及び申込書

(2) 英語版の内容を検討し、順次更新

新たに実施した内容は、なかった。

(3) 管理が容易になる様式、構成等に適宜変更

当協会ホームページの管理に関する JEAB を広報委員会で検討し、JEAB-広 001「一般社団法人日本エレベーター協会ホームページ運用管理規定」を発行した。

4. 4. 2 機関誌『エレベーター ジャーナル』及び会報『協会月報』の一層の充実

(1) 機関誌『エレベーター ジャーナル』

当協会の機関誌は、情報発信の強化を目的として、当協会のホームページの一般サイトに掲載して4年目を迎えた。カラーデータで、幅広い読者にエレベーター、エスカレーターに関する情報を公開しており、機関誌『エレベーター ジャーナル』へのアクセス数は年間約38,155回となり、広く読まれている。

当協会の活動内容を広く知っていただくことを目的に、当協会の安全、安心の活動及び昇降機の安全利用の紹介及び昇降機設置台数の調査結果等を掲載した。

なお、昇降機設置台数の調査結果等を掲載は、2017年8月号として発行した。

また、2016年4月号から2年間「昇降機業界で働く女性の紹介」として、当協会会員会社に所属す

る女性が執筆した記事を「エレ小町」として掲載した。

2017年10月から、読者の寄稿を掲載開始しており、2年間継続する予定である。

(2) 会報『協会月報』

『協会月報』は、印刷及び製本に必要な時間を短縮して、情報の速報性の向上及び内容の充実を図り、毎月10日発行を目標として進め、ほぼ予定どおりに発行した。

また、掲載記事の原稿一式を事務局内で回覧し、記事を再確認する等、品質向上を図った。

4. 4. 3 講演会等

(1) 協会会員向け講習会等

当協会会員向けに実施した講習会等は、次のとおりである。

1) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」説明会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2017年 6月20日(火) 13時30分から 16時40分まで	アイビー ホール	1) エレベーター事故被害者 ご遺族 市川 正子 氏 2) 国土交通省住宅局建築指 導課 昇降機等事故調査 室 深井 室長 3) 国土交通省住宅局建築指 導課 鳥枝 課長補佐 4) 石寄・山中総合法律事務 所 山口 弁護士	1) エレベーター事故被害者ご 遺族講演 2) 維持管理指針等策定の背景 3) 「昇降機の適切な維持管理 に関する指針」の解説 4) 「エレベーター保守・点検 業務標準契約書」の解説	109名

2) 労働安全講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2017年 7月20日(木) 14時から 16時40分まで	アイビー ホール	1) 安全衛生委員会 佐藤 委員長 2) 東京労働局労働基準部 安全課 田村 主任安全専門官 3) 江刺家 由貴 氏	1) 2016年度昇降機労働災害分 析結果報告 2) 「東京労働局 平成29年度 の重点施策について」 3) 「マジックも安全も意思疎 通が大事～」 どう伝わる か” を「マジック」から読み 解く～」	72名

3) 昇降機等検査員資格の取得を目指す技術者への支援

開催日時	開催場所	概要	受講者
2017年 9月11日(月) 10時から 17時まで	当協会 A会議室	1) 開講挨拶 2) 昇降機に関連する法令の重要点説明 3) 昇降機の法令に関する知識考査 4) 正解発表と解説	30名

4) 昇降機基礎教育講座

開催日時	開催場所	講義内容(概要)	受講者
2017年 11月17日(金) 10時から 16時まで	東京会場 アイビー ホール	1) 開講挨拶、協会活動及び法令順守について 2) 昇降機概論(歴史、構造、地震対策等) 3) 建築基準法施行令・告示について 4) 質疑応答	144名
2017年 11月22日 (水) 10時から 16時まで	大阪会場 大阪産業 創造館		53名

5) 「特許庁エレベータ技術動向調査(簡易型)の調査報告」講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2017年 12月22日(金) 14時から 16時まで	アイビー ホール	特許庁審査第二部搬送 森藤 審査長 井上 審査官 羽月 審査官補	1) 特許行政と技術動向調査に ついて 2) 調査結果報告	45名

6) 社会経済講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2018年 1月24日(水) 15時から 17時まで	アイビー ホール	出版翻訳家/ノンフィクション作家 田中 健彦 氏	「フィンランド流 社長も社員も 6時で帰る仕事術」	77名

7) 大臣認定仕様への不適合に関する講習会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2018年 3月13日(火) 15時から 16時30分まで	アイビー ホール	国土交通省住宅局 建築指導課 鳥枝 課長補佐	1) 大臣認定不適合品の出荷事例及び考えられる原因 2) 大臣認定(性能評価)の不備の事例及び考えられる原因 3) 国土交通省及び性能評価機関の対応 4) 大臣認定不適合品の出荷が発覚した際の製造会社の対応	113名

(2) 関係団体等との連携活動

関係団体の関係者に対して実施した講習会等は、次のとおりである。

1) 国土交通大学校への講師派遣と実機研修

①国土交通省住宅局建築指導課及び国土交通大学校から講師派遣依頼があり、当協会本部事務局から講師を2名派遣した。実機研修は、会員会社の協力で実施できた。

開催日：2018年1月17日(水) 8時50分から15時10分まで

講義名：平成28年度専門課程建築指導/昇降機等安全・事故対策研修

目的：昇降機等の事故発生時の対応及び安全に関わる総合的な知識の習得

場所：国土交通省国土交通大学校(小平市)

対象者：国土交通省、他省庁、地方公共団体、独立行政法人等の職員で、昇降機、遊戯施設に係る安全対策、事故対応業務を担当する者(計23名)

派遣講師：協会の技術部関連部長 2名

講義内容：昇降機概論(I)、昇降機概論(II)

「昇降機の主要構造、しくみ、各部品、装置等について」

②昇降機実機研修

実機研修：2018年1月23日(火)及び1月24日(水)に、東芝エレベータ株式会社のご協力で、同社のフィールド研修センター(府中市)において、ロープ式エレベーター(高速、低速)、油圧式エレベーター及びエスカレーターについて、昇降機実機研修を実施した。

2) 昇降機等事故調査委員等に対する安全教育の実施

国土交通省住宅局建築指導課 昇降機等事故調査室の要請により、昇降機等事故調査委員会の委員2名及び建築指導課昇降機等事故調査室の職員19名に対し、事故調査時の現場における安全確保の教育及び昇降機の実機ご視察を次のとおり実施した。

①2017年4月12日(水) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 システムプラザ

対象者：国土交通省住宅局建築指導課 新任職員5名

②2017年7月6日(木) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 教育センター

対象者：国土交通省住宅局建築指導課 職員6名

③2017年9月6日(木) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 教育センター

対象者：国土交通省住宅局建築指導課 職員6名

④2018年2月19日(月) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 教育センター

対象者：昇降機等事故調査委員会の委員2名、国土交通省住宅局建築指導課 職員2名

3) 公立学校法人岩手県立大学とのエスカレーター利用状況に関する動態調査

2018年1月及び3月の2回、公立学校法人岩手県立大学 名誉教授 元田義孝先生及び同大学 講師 宇佐美誠史先生が実施された地下鉄の駅におけるエスカレーターの利用状況の動態調査結果について、意見を交換した。立ち止まっただけの利用、歩行利用、手すりをつかんでいるか否か等の調査結果が報告された。調査結果が、エスカレーターの安全利用等の周知活動結果の把握にも活用できるので今後、継続して調査に協力する。

なお、この研究は、2018年度以降3年度間、文部科学省科研費が採択されたとのことである。

(3) 関係団体主催の講演会、論文集、機関誌等への発表

2017年度は、関係団体主催の講演会等への発表は特になかった。

(4) 平成29年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等の顕彰者報告、及び平成30年度候補者推薦

1) 平成29年度優秀施工者国土交通大臣顕彰及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

平成29年度優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）は、当協会推薦でそれぞれ2名の方が顕彰され、次のとおり顕彰式典が開催された。

平成29年度は、優秀施工者国土交通大臣顕彰は当協会推薦の2名を含め、総勢417名の方が顕彰され、また、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰は当協会推薦の2名を含め、108名が顕彰された。

①日 時： 2017年10月6日（金） 14時40分から16時20分まで

②場 所： メルパルクホール （東京都港区芝公園2-5-20）

③顕彰者

建設マスター（2名）

有限会社 国井施設 国井 力 氏：推薦 三菱電機株式会社

有限会社ホクトエレベーター 渡辺 孝幸 氏：推薦 日本オーチス・エレベータ株式会社

建設ジュニアマスター（2名）

株式会社 エセル 五十嵐 優 氏：推薦 東芝エレベータ株式会社

株式会社 日工 古田 雅和 氏：推薦 株式会社日立ビルシステム

2) 平成30年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等推薦候補者

平成30年度優秀施工者国土交通大臣顕彰推薦候補者及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰推薦候補者を会員会社に募集したところ、優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者2名及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者1名の推薦があった。

本部事務局及び工事委員会で審査し、推薦条件を満足していることを確認したのち理事会の承認を得て、国土交通省に推薦した。

(5) 定期検査支援システムの告示、特定行政庁の要望等に対応したシステム改善

2017年度は、利用会社からの改善要望などを反映した。

4. 5 当協会の基盤強化

4. 5. 1 運営基盤強化

(1) 当協会の各種規則及び規程は、法令改正に従って年度に1回10月から12月頃に見直す。

10月から12月にかけて見直した。

(2) 当協会ホームページの会員向けサイトの更新により、会員への適時に情報を公開する。

JEAB一覧表を更新し、会員に最新版を公開した。ただし、過去のJEABで廃版されているものが掲載されていたこともあり、今後精査して更新する。

また、2017年度に改訂されたJEABは、作成元委員会の申請に応じて、更新した。

(3) 定款、会員規則、遵法規程等の規定に従って、次の調査等を実施した。

1) 年次報告

2017年5月に正会員及び賛助会員の全会員が年次報告書を提出した。

2) 昇降機設置台数調査

正会員に対して2016年度の年間の、「新設台数」、「保守台数」、「建物用途別設置台数」、「リニューアル関係の設置台数」等について調査し、『協会月報』No. 545（2017年7号）及び機関紙『エレベーター ジャーナル』No. 16（2017年8月号）に掲載した。

また、2017年度上期の「新設台数」、「建物用途別設置台数」及び「リニューアル関係の設置台数」の調査を会員に対して実施し、『協会月報』No. 551（2018年1月号）に掲載した。

4. 5. 2 財政基盤強化

(1) 新規に発行した『昇降機技術基準の解説2016年版』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』、新規及び改訂版のJEAS等の頒布図書はの拡販

2016年度に発行した『昇降機技術基準の解説2016年版』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』並びに2017年度発行の『昇降機技術基準の解説2016年版（追補版）』及び『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2017年版』を拡販した。

2017年度のJEASの新規、改訂版等の販売は、次のとおりである。

1) 2017 (平成 29) 年度 第 13 回販売 : 次の 4 編を販売した。

No	JEAS 番号	登録	表題	販売年月
1	B 1018B 改訂	17-02	ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表	2017 年 5 月
2	A 1020B 改訂	17-02	油圧式エレベーター (直接式・間接式) 工事完了検査試験成績表	
3	A 1036B 改訂	17-02	巻胴式エレベーター工事完了検査試験成績表	
4	1052 新規	17-05	機械室なし非常用エレベーターにおける駆動装置等の防水保護等級証明書に関する標準	

2) 2017 (平成 29) 年度 第 14 回販売 : 次の 2 編を販売した。

No	JEAS 番号	登録	表題	販売年月
1	005C 改訂	17-07	エレベーター用ガイドレールに関する標準	2017 年 8 月
2	2007 新規	17-07	エスカレーター取扱説明書の作成に関する標準	

3) 2017 (平成 29) 年度 第 15 回販売 : 次の 7 編を販売した。

No	JEAS 番号	登録	表題	販売年月
1	D 1001 改訂	17-10	エレベーター設計書 (ロープ式)	2017 年 11 月
2	B 1002 改訂	17-10	エレベーター強度計算書	
3	B 1003 改訂	17-10	エスカレーター設計書	
4	A 1004 改訂	17-10	エスカレーター強度計算書	
5	B 1018C 改訂	17-10	ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表	
6	A 1020C 改訂	17-10	油圧式エレベーター (直接式・間接式) 工事完了検査試験成績表	
7	A 1036C 改訂	17-10	巻胴式エレベーター工事完了検査試験成績表	

4) 2017 (平成 29) 年度 第 16 回販売 : 次の 4 編を販売した。

No	JEAS 番号	登録	表題	販売年月
1	532 新規	18-02	エスカレーター及び動く歩道の駆動鎖切断時停止装置に関する標準	2018 年 3 月
2	B 2001 改訂	18-02	昇降機事故等報告制度に関する標準	
3	2004B 改訂	18-02	昇降機の製造業者が提供すべき維持管理に必要な情報の標準	
4	2008 新規	18-02	昇降機に適用する大臣認定製品の品質管理に関する指針	

(2) ステッカー、リーフレット等の頒布品の拡販

2017 年度は、次の頒布品を販売した。

No	頒布品名	新規/改訂	内容	販売年月
1	エスカレーター大型ステッカー	-	注文販売品 ES-101、ES-103A	2017 年 6 月 2018 年 1 月

(注) エスカレーター用の大型ステッカーは、2016 年 6 月から、注文受付の回数を年 2 回 (6 月頃、1 月頃) としている。

(3) 関係諸団体等からの業務又は当協会の事業に有益な研究等は、要請等があれば受託の可否を判断する。

中小企業庁からの要請による中小企業投資促進税制の工業会として次の対応をした。

平成 28 年 7 月 1 日に施行された「中小企業等経営強化法」における経営力向上設備等を導入することによる税制措置は、対象設備を拡大して「中小企業経営強化税制」を創設し、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。

対象設備の中に昇降機設備としてエレベーター及びエスカレーターが含まれたもので、当協会は中小企業庁に登録し、会員からの申請に対して、証明書を発行することとした。

本税制措置の期間は 2017 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月末日までの期間であり、当協会は会員を対象に 2017 年 5 月 10 日から受付を開始した。

会員外には、2017 年 11 月 1 日から受付を開始した。実績は、0 件だった。

2017 年度証明書発行件数等

年/月及び年度		2017 年							2018 年			2017 年度計	
		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	—
件数、台数													
証明書発行件数(件)		12	32	31	21	27	26	28	23	32	15	31	278
台数 (台)	エレベーター	13	40	39	22	32	31	29	25	38	18	37	324
	エスカレーター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	合計	13	40	39	22	32	32	29	25	38	19	37	326

2017(平成29)年度 収支決算

2017(平成29)年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の収支は決算、次のとおりである。

2017年度決算 正味財産増減計算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位: 円)

科目	2017年度 予算額	2017年度 決算額	差異	差異の内容
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	20,000	5,641	△ 14,359	
特定資産利息収入	20,000	5,641	△ 14,359	
受取会費	84,528,000	84,528,000	0	
入会金収入	0	0	0	
正会員会費収入	76,608,000	76,608,000	0	98社
賛助会員会費収入	7,920,000	7,920,000	0	31社
情報会員会費収入	0	0	0	
事業収益	87,421,000	105,678,285	18,257,285	
標準化事業収入	28,895,000	45,907,119	17,012,119	協会標準(JEAS)の新規及び改訂発行、ステッカー、リーフレット、色見本帳他の販売
教育普及事業収入	16,960,000	18,316,158	1,356,158	1)『昇降機技術基準の解説2016年版』、『同追補版』、『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』、『同2017年版』 2)閉じ込め救出訓練
機関紙発行事業収入	550,000	560,140	10,140	『協会月報』の会員への販売
業務受託収入	50,000	50,000	0	関東支部神奈川県支所の業務受託分
定検システム利用収入	40,635,000	40,626,900	△ 8,100	2015年度及び2016年度開発及び維持管理費等の回収分
証明書発行収入	331,000	217,968	△ 113,032	中小企業税制優遇制度
受取補助金等	2,320,000	3,994,730	1,674,730	
民間助成金収入	2,320,000	3,994,730	1,674,730	「エレベーターの日」の協賛金
雑収益	3,110,583	11,282,434	8,171,851	
受取利息収入	1,500	5,735	4,235	
雑収入	3,109,083	11,276,699	8,167,616	外部委員会分、消費税還付金、退職金関係を含む。
経常収益計	177,399,583	205,489,090	28,089,507	
(2) 経常費用				
事業原価	2,586,292	2,048,089	△ 538,203	
期首棚卸高	13,370,198	13,370,198	0	ステッカー、リーフレット、色見本帳、書籍
期末棚卸高	10,783,906	11,322,109	538,203	
事業費	149,908,133	159,845,587	9,937,454	
給料手当	40,015,250	45,821,488	5,806,238	職員分、退職金、退職給付費用
福利厚生費	4,500,000	3,746,990	△ 753,010	雇用保険、社会保険料等
会議費	1,350,000	960,233	△ 389,767	外部会議室; ISO会議、委員会等、支部貸会議室
旅費交通費	5,650,000	4,416,537	△ 1,233,463	1) ISO会議旅費(日本規格協会補助金なし分)、原案作成委員会等の委員分 2) 職員の委員会等参加、交通費、定期代等
通信運搬費	2,510,000	2,119,003	△ 390,997	頒布品の送料、振込手数料等、支部電話代
広告宣伝費	8,000,000	9,182,373	1,182,373	1) ホームページ改善 2) 「エレベーターの日」活動(本部、支部)、JRキャンペーン、横浜消防「出初式」等 3) ポスターのデザイン変更料等
減価償却費	29,578,883	32,238,685	2,659,802	定期検査報告システムの2015年度及び2016年度開発分、情報機器強化(PC更新)
消耗什器備品費	105,000	121,834	16,834	段ボール
消耗品費	55,000	69,464	14,464	ファイル、布テープ等
図書資料費	270,000	197,918	△ 72,082	書籍購入
印刷製本費	17,990,000	24,995,689	7,005,689	1) 協会標準(JEAS)、ステッカー、リーフレット 2) 『昇降機技術基準の解説2016年版』、『同追補版』 3) 『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2016年版』、『同2017年版』の購入
賃借料	20,254,000	19,570,833	△ 683,167	事務所賃借料、光熱費、コピー機使用料
諸謝金	6,280,000	5,187,087	△ 1,092,913	弁護士事務所、税理士事務所、中小企業支援センター、JIS及び国内審議委員会の委員謝金
租税公課	2,070,000	794,790	△ 1,275,210	消費税及び法人税
支払負担金	90,000	84,730	△ 5,270	PALEA会費
委託費	10,920,000	9,682,216	△ 1,237,784	定検システムサポート費
雑費	270,000	655,717	385,717	マット、受信料、支部残高証明手数料、職員証、パソコン設定料
管理費	32,481,496	39,160,957	6,679,461	
給料手当	14,348,588	19,903,343	5,554,755	職員分、退職金、退職給付費用
福利厚生費	3,338,000	4,095,927	757,927	雇用保険、社会保険料等
会議費	1,000,000	872,988	△ 127,012	総会、理事会
旅費交通費	750,000	572,946	△ 177,054	職員交通費、定期代等
通信運搬費	450,000	330,932	△ 119,068	電話機費用、総会関係
減価償却費	219,908	0	△ 219,908	実績は、事業費に含む。
消耗什器備品費	100,000	78,619	△ 21,381	ソフト購入3本
消耗品費	100,000	0	△ 100,000	
図書資料費	25,000	25,920	920	電子版官報
印刷製本費	100,000	60,375	△ 39,625	コピー用紙
賃借料	11,300,000	12,666,924	1,366,924	事務所賃借料及び値上げ、光熱費、コピー機使用料
租税公課	0	28	28	普通預金(ISO)の源泉税
支払負担金	300,000	374,500	74,500	関係団体(PALEA以外)の会費他
帰宅困難者対策費	50,000	0	△ 50,000	東京都条例対策、更新備品なし。
雑費	400,000	178,455	△ 221,545	マット、登記料、本部残高証明手数料
経常費用計	184,975,921	201,054,633	16,078,712	
当期経常増減額	△ 7,576,338	4,434,457	12,010,795	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産除却損		2	2	
頒布品廃棄損		189,088	189,088	協会標準(JEAS)旧版
貸倒損失		0	0	
経常外費用計		189,090	189,090	
当期経常外増減額		△ 189,090		
当期一般正味財産増減額	△ 7,576,338	4,245,367	11,821,705	
当期一般正味財産期首残高	195,246,290	195,246,290	0	
当期一般正味財産期末残高	187,669,952	199,491,657	11,821,705	

2017年度決算 正味財産増減計算書 前年度比較

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位 円)

勘定科目	2016年度決算額	2017年度決算額	差異	差異の説明
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	20,246	5,641	△ 14,605	
特定資産利息収入	20,246	5,641	△ 14,605	
受取会費	85,416,000	84,528,000	△ 888,000	
入会金収入	600,000	0	△ 600,000	
正会員会費収入	76,896,000	76,608,000	△ 288,000	
賛助会員会費収入	7,920,000	7,920,000	0	
情報会員会費収入	0	0	0	
事業収益	90,747,755	105,678,285	14,930,530	
標準化事業収入	35,663,199	45,907,119	10,243,920	色見本帳
教育普及事業収入	37,011,054	18,316,158	△ 18,694,896	昇降機技術基準の解説、定期検査業務基準書
機関紙発行事業収入	556,320	560,140	3,820	
業務受託収入	1,674,256	50,000	△ 1,624,256	機械室なしの非常用エレベーター実験
定検システム利用収入	15,608,076	40,626,900	25,018,824	2015年度開発分
証明書発行収入	234,850	217,968	△ 16,882	
受取補助金等	2,320,000	3,994,730	1,674,730	
民間助成金収入	2,320,000	3,994,730	1,674,730	
雑収益	521,220	11,282,434	10,761,214	
受取利息収入	1,741	5,735	3,994	
雑収入	519,479	11,276,699	10,757,220	
経常収益計	179,025,221	205,489,090	26,463,869	
(2) 経常費用				
事業原価	△ 6,358,247	2,048,089	8,406,336	
期首棚卸高	7,011,951	13,370,198	6,358,247	
期末棚卸高	13,370,198	11,322,109	△ 2,048,089	色見本帳、昇降機技術基準の解説
事業費	151,414,671	159,845,587	8,430,916	
給料手当	42,196,508	45,821,488	3,624,980	
福利厚生費	4,781,822	3,746,990	△ 1,034,832	
会議費	1,242,936	960,233	△ 282,703	JIS説明会等
旅費交通費	8,179,660	4,416,537	△ 3,763,123	ISO会議旅費
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	2,620,894	2,119,003	△ 501,891	頒布品送付量増加
広告宣伝費	13,837,088	9,182,373	△ 4,654,715	
減価償却費	11,117,495	32,238,685	21,121,190	定期検査システム
消耗什器備品費	226,097	121,834	△ 104,263	
消耗品費	45,686	69,464	23,778	
図書資料費	656,930	197,918	△ 459,012	
印刷製本費	34,247,927	24,995,689	△ 9,252,238	昇降機技術委準の解説、定期検査業務基準書
賃借料	18,932,179	19,570,833	638,654	
諸謝金	5,633,241	5,187,087	△ 446,154	
租税公課	1,544,371	794,790	△ 749,581	
支払負担金	81,530	84,730	3,200	
委託費	5,761,232	9,682,216	3,920,984	
雑費	309,076	655,717	346,641	
管理費	31,238,619	39,160,957	7,922,338	
給料手当	12,937,135	19,903,343	6,966,208	
福利厚生費	3,292,352	4,095,927	803,575	
会議費	925,381	872,988	△ 52,393	
旅費交通費	703,598	572,946	△ 130,652	
通信運搬費	401,606	330,932	△ 70,674	
減価償却費	281,457	0	△ 281,457	
消耗什器備品費	2,798	78,619	75,821	
消耗品費	95,400	0	△ 95,400	
図書資料費	189,138	25,920	△ 163,218	
印刷製本費	72,106	60,375	△ 11,731	
賃借料	10,856,396	12,666,924	1,810,528	
租税公課	25	28	3	
支払負担金	314,500	374,500	60,000	
帰宅困難者対策費	0	0	0	
雑費	1,166,727	178,455	△ 988,272	
経常費用計	176,295,043	201,054,633	24,759,590	
当期経常増減額	2,730,178	4,434,457	1,704,279	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	0	2	2	
頒布品廃棄損	315,609	189,088	△ 126,521	
貸倒損失	8,509	0	△ 8,509	
経常外費用計	324,118	189,090	△ 135,028	
当期経常外増減額	△ 324,118	△ 189,090	135,028	
当期一般正味財産増減額	2,406,060	4,245,367	1,839,307	
当期一般正味財産期首残高	192,840,230	195,246,290	2,406,060	
当期一般正味財産期末残高	195,246,290	199,491,657	4,245,367	

2017年度決算 貸借対照表

2018年 3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	2016年度決算額	2017年度決算額	差異
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	48,472,651	71,485,804	23,013,153
未収金	13,657,290	2,575,677	△ 11,081,613
未収消費税	0	0	0
前払金	0	0	0
図書在庫	13,370,198	11,322,109	△ 2,048,089
貯蔵品	39,815	29,880	△ 9,935
仮払金	171,449	0	△ 171,449
流動資産合計	75,711,403	85,413,470	9,702,067
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
建物付属設備	1,449,542	1,214,029	△ 235,513
基本財産合計	1,449,542	1,214,029	△ 235,513
(2) 特定資産			
退職給与引当 退職給与引当預金	10,201,153	4,722,156	△ 5,478,997
事務所費用預金 事務所保証金引当預金	20,000,000	20,000,000	0
事務所修繕引当預金	5,000,000	5,000,000	0
事務所更新料引当預金	1,884,754	1,884,754	0
事業積立預金			
安全対策準備預金	4,500,000	4,500,000	0
ISO国際会議準備預金	10,700,000	10,700,000	0
ISO/WG活動準備預金	11,996,437	11,996,537	100
情報機器拡充預金	6,315,521	6,316,063	542
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	15,000,000	0
災害損失等準備預金	20,000,000	20,000,000	0
特定資産合計	105,597,865	100,119,510	642
(3) その他固定資産			
什器備品	2,132,027	1,429,406	△ 702,621
電話加入権	176,700	176,700	0
無形固定資産	132,194,708	103,452,612	△ 28,742,096
保証金	17,493,527	17,786,715	293,188
その他固定資産 合計	151,996,962	122,845,433	△ 29,151,529
固定資産合計	259,044,369	224,178,972	△ 34,865,397
資産合計	334,755,772	309,592,442	△ 25,163,330
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,161,097	1,066,090	△ 95,007
預り金	275,232	305,795	30,563
仮受金(前受会費)	144,000	0	△ 144,000
未払消費税	0	0	0
流動負債合計	1,580,329	1,371,885	△ 208,444
2. 固定負債			
退職給与引当金	10,201,153	8,066,900	△ 2,134,253
資産取得未払金	127,728,000	100,662,000	△ 27,066,000
固定負債合計	137,929,153	108,728,900	△ 29,200,253
負債合計	139,509,482	110,100,785	△ 29,408,697
III 正味財産の部			
一般正味財産			
一般正味財産	195,246,290	199,491,657	4,245,367
(うち基本財産への充当額)	(1,449,542)	(1,214,029)	△ 2,663,571
(うち特定資産への充当額)	(95,396,712)	(95,397,354)	3,242
正味財産合計	195,246,290	199,491,657	4,245,367
負債及び正味財産合計	334,755,772	309,592,442	△ 25,163,330

2017年度決算 財産目録 (一般会計)

2018年3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 現金手元有高	143,781	
当座預金 みずほ銀行他	4,438,345	
普通預金 みずほ銀行他	66,886,235	
郵便振替 赤坂郵便局	17,443	
未収金	2,575,677	
前払金	0	
図書在庫	11,322,109	
貯蔵品	29,880	
仮払金	0	
未収消費税	0	
流動資産合計		85,413,470
2. 固定資産		
基本財産		
建物付属設備	1,214,029	
基本財産合計	1,214,029	
特定資産		
退職給与引当資産		
退職給与引当預金	4,722,156	
小計	4,722,156	
事務所費用預金		
事務所保証金引当預金	20,000,000	
事務所修繕引当預金	5,000,000	
事務所更新料引当預金	1,884,754	
小計	26,884,754	
事業積立預金		
安全対策準備預金	4,500,000	
ISO国際会議準備預金	10,700,000	
ISO/WG活動準備預金	11,996,537	
情報機器拡充預金	6,316,063	
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	
災害損失等準備預金	20,000,000	
小計	68,512,600	
特定資産合計	100,119,510	
その他固定資産		
什器備品	1,429,406	
電話加入権	176,700	
無形固定資産	103,452,612	
保証金	17,786,715	
その他固定資産合計	122,845,433	
固定資産合計		224,178,972
資産合計		309,592,442
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	1,066,090	
預り金	305,795	
前受会費	0	
未払消費税、未払法人税	0	
流動負債合計		1,371,885
2. 固定負債		
退職給与引当金	8,066,900	
資産取得未払金	100,662,000	
固定負債合計		108,728,900
負債合計		110,100,785
III 正味財産		199,491,657

2017年度決算 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1)消費税等の会計処理
税込み方式を採用しております。
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しております。
- (3)固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定率法によっております。また、無形固定資産は、定額法によっております。
- (4)引当金の計上基準
退職給与引当金は期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。
- (5)リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。 (単位: 円)

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物付属設備	1,449,542		235,513	1,214,029
小計	1,449,542	0	235,513	1,214,029
特定資産				
退職給与引当預金	10,201,153	374,003	5,853,000	4,722,156
事務所保証金引当預金	20,000,000			20,000,000
事務所修繕引当預金	5,000,000			5,000,000
事務所更新料引当預金	1,884,754			1,884,754
安全対策準備預金	4,500,000			4,500,000
ISO国際会議準備預金	10,700,000			10,700,000
ISO/WG活動準備預金	11,996,437	100		11,996,537
情報機器拡充預金	6,315,521	542		6,316,063
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000			15,000,000
災害損失等準備預金	20,000,000			20,000,000
小計	105,597,865	374,645	5,853,000	100,119,510
合計	107,047,407	374,645	6,088,513	101,333,539

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。 (単位: 円)

勘定科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
建物付属設備	1,214,029		(1,214,029)	-
小計	1,214,029	-	(1,214,029)	-
特定資産				
退職給与引当預金	4,722,156	-	-	(4,722,156)
事務所保証金引当預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
事務所修繕引当預金	5,000,000	-	(5,000,000)	-
事務所更新料引当預金	1,884,754	-	(1,884,754)	-
安全対策準備預金	4,500,000	-	(4,500,000)	-
ISO国際会議準備預金	10,700,000	-	(10,700,000)	-
ISO/WG活動準備預金	11,996,537	-	(11,996,537)	-
情報機器拡充預金	6,316,063	-	(6,316,063)	-
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	-	(15,000,000)	-
災害損失等準備預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
小計	100,119,510	0	(95,397,354)	(4,722,156)
合計	101,333,539	0	(96,611,383)	(4,722,156)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。 (単位: 円)

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	7,222,130	6,008,101	1,214,029
器具及び備品	8,893,150	7,463,744	1,429,406
無形固定資産	147,899,280	44,446,668	103,452,612
合計	164,014,560	57,918,513	106,096,047

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりです。

(単位: 円)

勘定科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
受取手形	0	0	0
未収金	2,575,677	0	2,575,677
未収会費	0	0	0
合計	2,575,677	0	2,575,677

2018（平成30）年度事業計画書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

当協会の2018年度の事業は、次の「基本方針」及び「基本方針の具体的な展開」に従って推進する。

【基本方針】

昇降機が担う社会的使命及び責任を果たすため、昇降機の安全、安心に関する取り組み及び昇降機業界の健全な発展への支援を推進する。

1. 法令及び安全利用の周知
2. JEAS、JIS及びISO等の制定等の推進
3. 労働災害の撲滅
4. 情報サービス機能の強化
5. 当協会の基盤強化

【基本方針の具体的な展開】

1. 法令及び安全利用の周知

1. 1 法令への対応及び周知

（1）2017年度下期及び2018年度上期の法令改正内容への対応及び周知

新たな制定及び改正内容が明確になった時点で、その対応について実行体制及び計画を立案して推進する。

1) 法令改正内容の周知徹底

安全装置3種類（エレベータ用調速機、エレベータ用非常止め装置及びエレベータ用緩衝器）の日本工業規格（以下「JIS」という。）に関する法令改正内容及び大臣認定、自主評価等の必要な措置を周知する。

また、法令の改正内容について、確認申請、定期検査等の判断基準が不明確な項目は、『昇降機技術基準の解説2018年版（未定）』の解説で明確にする。

- 2) 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」及びその関連の日本エレベーター協会標準（以下「JEAS」という。）を周知する。
 - 3) 『昇降機技術基準の解説2018年版（未定）』の編集及び発行、並びに『昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書2018年版（未定）』の編集に参画する。
 - 4) 国土交通省からの依頼に基づき、『昇降機の適切な維持管理に関する指針及びエレベーター保守・点検業務標準契約書』の周知状況を把握し、報告する。
 - 5) 「平成30年度建築基準整備促進事業」の募集に昇降機関連の課題があれば、実施要否、推進体制等を検討する。
 - 6) 国土交通省からの依頼に基づき、戸開走行保護装置（UCMP）告示化のための検討に参画する。
- （2）法令等の技術的事項に関する国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び消費者庁等に協力する。
- （3）「働き方改革」に関する検討では、公共工事関係の資格条件等に関する要望を取りまとめ、国土交通省に要請する。
- （4）国土交通省住宅局建築指導課との情報交換会等を実施する。

1. 2 耐震対策等の推進

（1）震度階5強以上の地震等（社会的影響が大きい広域停電等の災害を含む）の正会員が保守している昇降機を対象として被害状況を調査する。

なお、JEAB-保001D「エレベーター地震被害状況 調査・報告について」は、正会員会社全社が調査報告の対象となっているので、震度階5強以上の地震等発生時には調査結果について、適時報告願いたい。

（2）「2016耐震対策検討WG活動」

本活動で取りまとめた報告書に記載されている、熊本地震での被害等分析に基づく耐震性能を向上する対策項目等を「昇降機耐震設計・施工指針」に反映するとともに、同対策項目の周知を図る。

（3）長周期地震動に対する地震対策

国土交通省気象庁の「長周期地震動に関する検討会」の「多様なニーズに対応する予測情報検討W

G」の取りまとめ結果に応じて、JEAS等の発行を検討する。

(4) 耐震対策強化

国土交通省の「防災拠点となる建築物の機能継続に係るガイドライン策定委員会」が取りまとめた「災害拠点建築物の設計ガイドライン」を周知し、必要な対策を検討する。

(5) 火災等の災害時におけるエレベーターの利用

中期的活動として、災害時のエレベーターの利用に関する国内及び海外の基準、検討状況等を調査し、調査結果から今後の進め方を取りまとめる。また、必要に応じて、国土交通省等の関係機関に検討の推進を要請する。

1. 3 利用者、所有者、管理者等への周知

(1) 「エレベーターの日」等

1) 11月10日「エレベーターの日」

- ①エレベーター、エスカレーターの安全な利用を周知するため、スマートフォン、タブレット等で閲覧可能な新たなウェブツールの活用、運営体制等を検討する。
- ②ポスター、ステッカー、電光表示、新聞広告等による、掲出地域の拡大、無償掲出先の新規開拓、掲出期間の長期化を目指し、支部、委員会及び本部で検討する。
- ③安全利用周知のためのキャンペーン配布品を企画し、制作する。
- ④本キャンペーン期間に実施する「利用者アンケート結果」をホームページで公表するとともに、委員会及び支部での活動に活用する。

2) 着ぐるみ、ポスター、ステッカー及びリーフレット等

当協会のマスコットキャラクター「ベータくん」、「エスカちゃん」、昇降機の構成機器及びその機能を説明した展示ボード、リーフレット等を本部、支部、支所及び会員等が企画又は参画するキャンペーンに活用する。

(2) 年間を通じた安全利用の周知

1) 安全周知活動への参画、支援

①行政、関係団体等が主催する行事への参画を検討し、また委員会及び支部、会員が主催の安全周知キャンペーンを支援する。例：東京都主催「防災展」、横浜市消防局主催「出初め式」等
行政、関係団体等主催の行事では、法令の制定又は改正された内容、耐震対策等を周知する。

②都市交通事業者等主催のキャンペーン活動への参画

全国の鉄道事業者等が実施するエスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンに継続して参画する。

また、JRグループ各社、主要都市の市営地下鉄、私鉄等と共同でキャンペーンに参画する。

2) キャンペーンポスターの無償掲出依頼

キャンペーンポスターの掲出を都市交通事業者、消防本部、空港等に支部及び本部が協力して継続して依頼する。

更に、キャンペーンポスターの掲出を依頼する、支部管轄地域内の鉄道、定期バス等の事業者を新規に開拓する。

3) 消費者教育推進法に関連した安全周知活動

幼稚園児、児童、生徒及び高齢者を対象とした、会員単独又は支部等との共同で実施する、エレベーター及びエスカレーターの正しい乗り方の安全周知のキャンペーン等を支援する。

1. 4 閉じ込め救出訓練

(1) 総務省消防庁との覚書に基づく、都道府県の消防本部と連携した閉じ込め救出訓練を支部及び支所を中心に年間活動として実施する。

(2) 警察関係からの要請が支部及び支所があれば、本部と連携して覚書を締結するとともに、前(1)項の消防本部との年間活動に織り込める実施回数の範囲内で実施する。

2. JEAS、JIS及びISO等の制定等の推進

2. 1 JEAS等及びJISの制定、改訂活動

(1) 日本エレベーター協会標準(JEAS)及び日本エレベーター協会内規(JEAB)の制定並びに既発行のJEAS及びJEABの定期的な見直し及び法令の改正に従って、改訂を適宜実施し、会員に周知する。

(2) 国際規格に整合したJIS「ロープ式エレベータの安全要求事項」の第1部構造及び装置、第2部

検査及び試験の2編に関して、運用方法の検討、説明会等により周知を図る。

- (3) ロープ式エレベーター以外の機種は、それぞれのJISの制定を想定し、国際規格の調査、内容の把握、JEASの制定、JIS素案等を検討する。JIS素案がまとまった時に、JIS制定の要否を決定する。
- (4) JIS A 4301「エレベーターのかご及び昇降路の寸法」2020年定期見直しに向けた事前検討
- (5) JIS A 4302「昇降機の検査標準」の改訂の動きがあれば、参画する。

2. 2 ISO/TC178 活動

(1) 総会、WG活動への参画

ISO/TC178、CEN/TC10及びASMEと連携して活動する。また、参加予定の国際会議は、次のとおり。

2018年度ISO/TC178関連の国際会議の予定

分類		2018年度上期	2018年度下期
ISO/TC178 総会		なし	なし
WG	WG4	2018年4月 北京	2018年10月 トロント
	WG5	2018年6月 トロント	未定
	WG6	2018年4月 北京	2018年10月 トロント
	WG8	2018年4月 ウィーン	未定
	WG10	未定	未定
	WG4/TFC	2018年4月 北京	2018年10月 トロント
	WG4/RATF	2018年8月 ニューヨーク	未定
	WG6/SG6	2018年9月 東京、電話会議(隔週)	電話会議(隔週)
CEN/TC10/AH17- ISO/TC178		2018年4月 北京	2018年10月 トロント

(2) ISO/TC178 国内審議委員会を定期的に開催し、投票内容等を報告し、必要事項を審議する。

(3) ISO/TC178における「既設のエレベーターの安全性改善基準(SNEL)」の活動状況を把握し、必要に応じて意見を述べる。

(4) ISO 8100-1/-2の改訂活動への参画並びにJISへの反映を検討する。

(5) その他ISO/TC178に関連した課題を検討する。

2. 3 海外の昇降機団体との技術交流

PALEA (Pacific Asia Lift And Escalator Association) 等の海外のエレベーター協会、行政機関等と情報を交換するとともに、同情報を会員に展開する。

必要に応じて、国土交通省、一般社団法人日本国際協力センター等の協力を得る。

分類		2018年度上期	2018年度下期
技術交流	PALEA等	PALEA : 未定	PALEA : 未定
	行政機関等	要請ごとに検討する。	要請ごとに検討する。

3. 労働災害の撲滅

3. 1 重篤災害撲滅

2017年度の労働災害発生状況を勘案し、安全衛生委員会、メンテナンス委員会及び工事委員会のそれぞれが「労働災害撲滅」活動を推進する。

当協会の目標である「重篤災害の発生件数^{ゼロ}0件」を達成するために、過去の労働災害事例の分析、外部又は会員の意見収集等から方策を適時に立案して、展開する。

3. 2 労働災害発生件数低減

(1) 当協会の労働災害報告制度に基づく「労働災害報告書」による報告を求め、再発防止策を検討し、年度ごとに発生要因等を取りまとめ、会員に周知する。

(2) 『労働災害事例集』(追加事例版の発行があれば、それを含む。)の活用方法等を検討及び周知することによって、会員及び会員の協力会社が一体となった安全施策の展開を支援する。

(3) 「労働安全講演会」への参加層及び参加者の拡大を図る。

また、「労働衛生講演会」の開催要否、テーマ等を検討する。

(4) 発生した労働災害に対して実施した再発防止施策の中で、会員会社で効果があった対策、他業界での対策事例等の、収集、取りまとめ及び会員会社への情報提供の方法を検討する。

(5) 改訂発行予定の『昇降機現場作業安全心得』の普及により、労働災害の防止策の一助とする。

4. 情報サービス機能の強化

4. 1 ホームページ

- (1) 掲載内容を定期的に見直し、最新記事に適時更新する。
- (2) 英語版の掲載内容を見直し、順次更新する。
- (3) 各委員会は、会員サイトの掲載内容を定期的に見直し、会員向けサービス向上を図る。

4. 2 機関誌『エレベーター ジャーナル』及び会報『協会月報』の一層の充実

(1) 機関誌『エレベーター ジャーナル』

- 1) 当協会の情報発信機能を強化するため、昇降機が関係する有益な記事を適時に掲載し、充実を図る。
- 2) 創立70周年記念の特集記事の可否等を検討する。

(2) 会報『協会月報』

会員向けに定期的に行われ、会長等からの通達、委員会の活動、行事報告、お知らせ等を掲載する。

4. 3 講演会等

次の講演会、説明会等の開催、国土交通大臣顕彰等への推薦、昇降機定期検査支援システムの管理等を行う。

(1) 昇降機基礎教育講座

会員の新入社員、異動後間もない社員等を対象に昇降機に関する基礎知識を付与する。

- (2) 労働安全講演会、労働衛生講演会、社会・経済講演会、技術講演会、法令関係説明会等
- (3) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）推薦、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）推薦
- (4) 昇降機定期検査支援システムは、法令改正等に応じて開発、改修及びそれらを管理する。

5. 当協会の基盤強化

5. 1 運営基盤強化

運営基盤強化のために、次の項目を推進する。

- (1) 協会の各種規則及び規程は、法令改正等に従って年度に1回、10月から12月頃に見直す。
- (2) 定款、会員規則、遵法規程等の規定に従って、主に次の1)から3)を実施する。
 - 1) 年次報告書
 - 2) 昇降機設置台数調査：2017年度分及び2018年度上期分を調査する。
 - 3) 会員は、当協会の昇降機事故等報告制度に基づく「昇降機重大事故発生報告書」を速やかに発行する。当協会は、当協会ホームページに「昇降機重大事故発生報告書」の概要を掲載する。また、再発防止のために、必要に応じて、会員に周知する。
- (3) 外部委員会活動への参画、連携等による当協会の意見の反映及び情報の早期入手を図る。
- (4) 中小企業等経営強化法による税制優遇措置のための証明書を指定された工業会として発行する。
- (5) 事務局機能の効率化を検討する。

5. 2 財政基盤強化

財政基盤強化のために、中長期的な財政基盤の健全化対策を検討する。

- (1) 2020年の東京オリンピック及びパラリンピックに向けて、ステッカー及び当協会のホームページの動画は、ピクトグラム（図）の見直し、外国語併記等を検討し、順次展開する。
- (2) 収入増及び支出減案
 - 1) 主要な経常費用費目について検討する。
 - 2) 頒布品の販売価格及び販売単位の見直しを検討する。

【執行体制及び定常活動内容】

当協会の執行体制及び定常活動の内容は、次のとおりである。

1. 総会、理事会

1. 1 総会

通常総会は、定款に従って、2018年5月に開催する。
臨時総会は、必要な場合には、定款に従って開催する。

1. 2 理事会

定例理事会は、定款に従って、年6回開催する。
臨時理事会は、必要が生じた場合に、定款に従って開催する。

2. 委員会等

2018年度の事業計画の基本方針に沿って、委員会、専門委員会及び特別委員会又はワーキンググループ(WG)(以下「委員会等」という。)、並びに支部及び支所(以下「支部等」という。)の組織は、附図1のとおりである。

委員会は、理事会の承認によって、常設の委員会、常設の委員会のなかで専門分野を検討する専門委員会、また必要ときに適宜設置する特別委員会又はWGで構成する。

支部等は、管轄地域に設けられた委員会として活動する。

2. 1 委員長会議及び支部長会議

- (1) 委員長会議は、常設の委員会及び専門委員会の委員長が委員会等の事業計画の進捗状況報告及び委員会等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。
- (2) 支部長会議は、支部長及び支所長が支部等の事業計画の進捗状況及び経費等状況報告、事業推進方法等に関して支部等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。

2. 2 常設委員会等及び支部等の活動

(1) 常設委員会等の活動

常設委員会及び専門委員会は、事業計画達成のために、定期的に原則として月1回開催する。特別委員会及びWGは、必要に応じて事業計画達成のために開催する。

特別委員会及びWGは、年度中に新たに設置の必要が生じた場合には、理事会の承認を得て、設置する。委員会等の活動の成果は、理事会の承認を得て、2019年度第70回通常総会で報告する。

(2) 支部等の活動

定款に規定された事業の中で、支部及び支所において活動する事業は、次の3項目である。

- 1) 当該地区の行政、安全協議会等との連携
- 2) 当該地区安全の周知活動、「エレベーターの日」活動、及び定期的、かつ、日常的な安全向上
- 3) 当該地区消防本部との連携：救出訓練体制の整備、訓練の実施

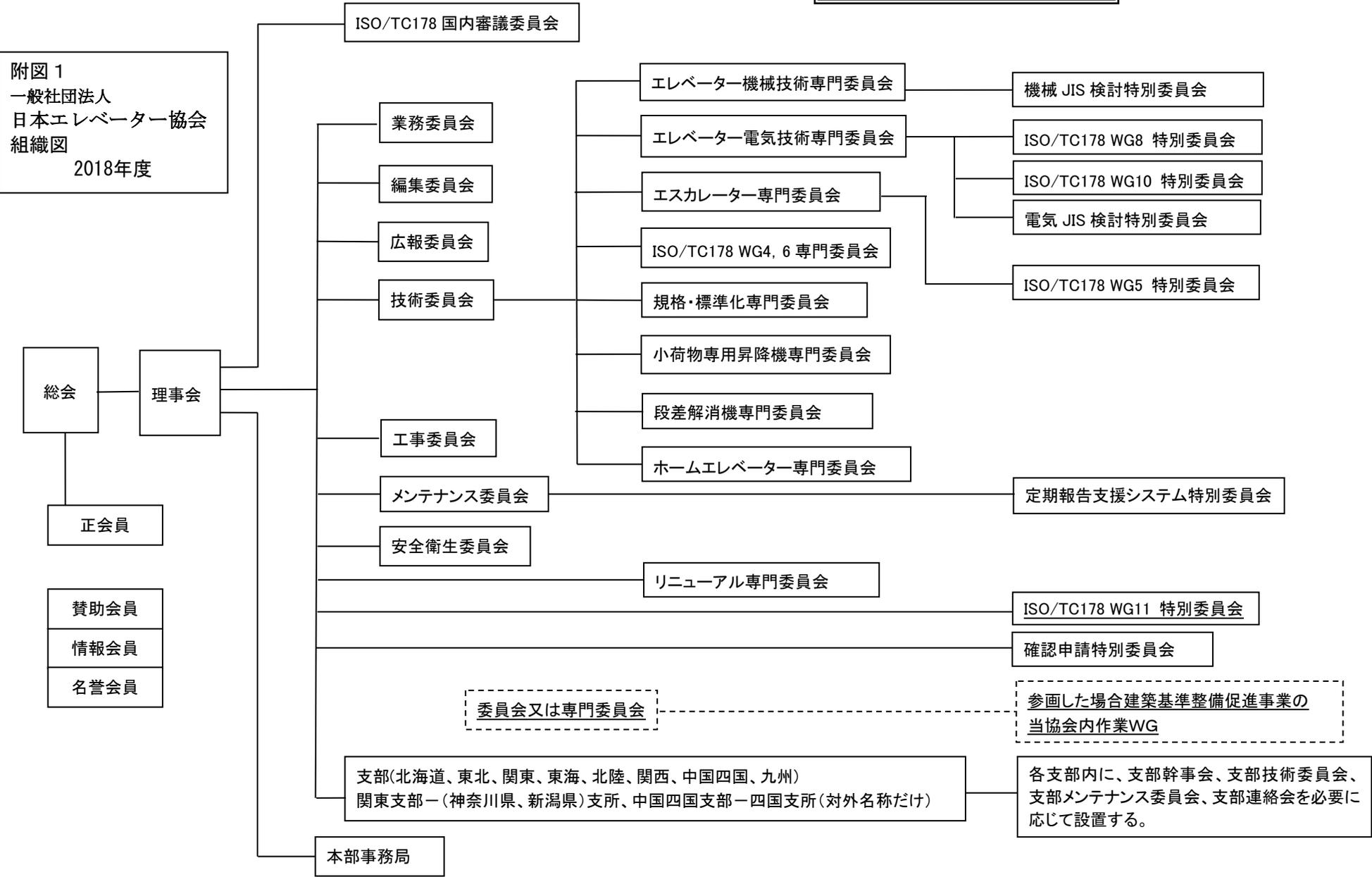
その他、本部から指示した事項

上述の3項目について、2018年度は次の方針で推進する。

- 1) 「エレベーターの日」の活動では、本部の事務局と支部等とが連携して、「安全、安心の周知の素材」(ポスター等)を本部が一括して制作する。また、「エレベーターの日」の活動を継続的に管轄地域の全域において、より多くの利用者に周知できるように計画する。
- 2) 消防本部に対する救出訓練は、地域の消防本部と実施時期等を打合せ、計画的に実施する。
また、救出訓練は有償実施となるように、地域の消防本部が予算を計画する時期に翌年度の実施計画、費用等についての打合せを実施する。
- 3) 年間を通じた「安全、安心の周知」活動の一環として、エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンに参画し、鉄道会社等と連携した安全周知活動を推進する。

附図 1
 一般社団法人
 日本エレベーター協会
 組織図
 2018年度

注: 下線付は設立、又は予定を示す。



3. 印刷物等の刊行、頒布及び情報提供

3. 1 機関誌『エレベーター ジャーナル』及び会報『協会月報』

3. 1. 1 機関誌及び会報の発行

機関誌は、当協会のホームページに掲載する。掲載時期は、原則として2018年4月、7月、8月、10月及び2019年1月の5回とする。

会報は、原則として毎月の初旬に、年間12回発行する。

3. 1. 2 昇降機関係統計資料

(1) 年次報告は、2018年4月に正会員及び賛助会員に対して報告を依頼する。

昇降機設置台数調査は、正会員に対して2017年度の年間の新設台数、保守台数及びリニューアル台数等について調査する。2018年度上半期分の昇降機設置台数調査は、2018年10月に実施する。上半期の調査結果は『協会月報』に、年間台数の調査結果は『協会月報』及び『エレベーター ジャーナル』に掲載する。

(2) 2017年度に発生した昇降機の労働災害を調査し、統計及び分析を『協会月報』6月号に掲載する。

(3) 1年間に発生した労働災害を事例集としてまとめ、『協会月報』9月号に掲載する。

3. 2 講習会、講演会、説明会等

3. 2. 1 昇降機基礎教育講座

本部事務局及び業務委員会の企画により、2018年11月頃に東京会場及び大阪会場の2か所で実施する。講師は遵法教育等を専務理事が行い、昇降機概論、昇降機に関する建築基準法の解説は本部事務局の部長が行う。2018年度から大臣認定制度について追加する。

なお、大阪会場での実施では、関西支部に庶務等をお願いする。

3. 2. 2 労働安全講演会、労働衛生講演会

本部事務局及び安全衛生委員会の企画により、労働安全講演会は2018年7月に東京で実施する。また、労働衛生講演会は安全衛生委員会で実施の要否を検討し、要の場合は2018年11月に東京で実施する。

3. 2. 3 社会・経済講演会、技術講演会等

社会・経済講演会は、本部事務局及び業務委員会の企画により、2019年1月に東京で実施する。

技術講演会は、適切な話題がある場合に必要に応じて開催する。

3. 2. 4 法令関係説明会他

法令、JIS、JEAS等の制定、改正、規格等の制定、改訂等の機会には、必要に応じて説明会、講習会等を実施する。

3. 3 「平成31年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」(建設マスター)及び「平成31年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」(建設ジュニアマスター)候補者の推薦

「平成31年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」及び「平成31年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」推薦候補者を会員会社に募集する。本部事務局及び工事委員会で推薦条件への該当状況を審査した後、理事会の承認を得て、国土交通省に推薦する。

3. 4 定期検査報告支援システム

告示の改正等に対応した定期検査報告支援システムとする。また、システムの利便性を高めるために、新機能の追加、使用者の要望等に従った現行機能の改善等を検討し、実施する。

3. 5 関係団体等への役員、委員等の派遣

関係団体等から役員、委員等の派遣要請があれば、役員、事務局職員及び正会員から最適な人を選定し、かつ、本人の了解を得た後に、理事会の承認を得て、当協会の代表として派遣する。

以上